平成 26 年度第1回島根県公共事業再評価委員会議事概要

件 名	平成26年度 第1回島根県公共事業再評価委員会		
日 時	平成26年7月4日(金) 13:30~16:30		
場所	島根県民会館 第1多目的ホール		
出席者	 ●委員 安部康二、岡清二、 来海公子、木村和夫、宗村広昭、高田龍一、藤山晶子、藤原眞砂、正岡さち(敬称略) ●県 土木部 次長(技術)、土木総務課長、技術管理課長、道路建設課長、港湾空港課長、砂防課長、河川課河川開発室長、他農林水産部 参事、農林水産総務課長、森林整備課長 他 		
配布資料	・議事次第 ・平成25年度第1回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・島根県公共事業再評価実施要綱 ・島根県公共事業再評価委員会設置要領 ・島根県公共事業再評価委員会運営要領 ・島根県公共事業再評価委員会委員名簿 ・平成26年度公共事業再評価対象事業箇所表、位置図 ・平成26年度公共事業再評価対象事業対応方針(案) ・H20~H24年度審議象事業のうちH25年度までに完成した事業一覧 ・平成26年度島根県公共事業再評価フォローアップ位置図 ・要綱・要領の改正(案)について ・島根県公共事業再評価実施要綱の新旧対照表(案) ・島根県公共事業再評価委員会設置要領の新旧対照表(案)		
議題	1. 再評価対象事業全箇所の説明 2. 抽出審議箇所・現地調査個所の選定		

平成26年度公共事業再評価対象事業一覧表

【県事業】

所 管 課	事 業 名 (内 容)	地区名 (又は箇所名、工区名等)
道路建設課	1 道路改築事業	(一)草野横田線 草野工区
河川課	2 総合流域防災事業	木戸川
	3 広域河川改修事業	高瀬川
	4 河川総合開発事業	浜田川
港湾空港課	5 海岸侵食対策事業	三隅港 湊浦地区
砂防課	6 地すべり対策事業	中遠田
森林整備課	19 県営林道開設事業	足尾線
	20 県営林道開設事業	上ヶ床線 第1期工事

会議の内容

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶(土木部次長)
- 3. 委員紹介 出席者紹介
- 4. 議事
- (1) 再評価対象事業全箇所の説明

「会長」 会長挨拶

それでは、本年度、再評価の対象事業となっている箇所を見ますと、全部で8地区が対象となっています。これにつきまして順次ご説明をいただき、委員の皆様方には、説明の中で不明な点、わかりづらいところについて質問を承りたいと考えています。

本日の説明でお願いしたいのは、この再評価委員会に挙がってきた理由、もう一点は、一覧表を見ましたら全て継続という対応方針案が示されてますが、執行部側としてのご意見、長期化しているのはなぜかといった、そういう問題点をきちんと絞った形でのご説明を賜れれば非常にありがたいと思っております。

質問につきましては、執行部のほうから一通りのご説明をいただいた後で、それぞれの地区について承ります。また場合によっては、昨年のように詳細審議地区を決めた上で、ご意見ご質問を承ってもいいかなと思っています。そのあたりは会を進める中で検討させていただきたいと思います。それでは事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事業者)

- ・道路建設課所管の再評価対象事業(1事業)について、道路建設課から説明
 - ・道路改築事業 (一)草野横田線 草野工区
- ・河川課所管の再評価対象事業 (3事業) について、河川課から説明
 - ·総合流域防災事業 木戸川
 - · 広域河川改修事業 高瀬川
 - ·河川総合開発事業 浜田川
- ・港湾空港課所管の再評価対象事業(1事業)について、港湾空港課から説明
 - ·海岸侵食対策事業 三隅港湊浦地区
- ・砂防課所管の再評価対象事業(1事業)について、砂防課から説明
 - ・地すべり対策事業 中遠田地区
- ・森林整備課所管の再評価対象事業(2事業)について、森林整備課から説明
 - · 県営林道開発事業 足尾線
 - ・県営林道開発事業 上ヶ床線第1期工事

[会長] 全地区の説明が終わったので、一応、皆さんいろいろなご意見があろうかと思いますが、去年も、この段階で詳細審議地区を決めた上でご意見をいただくということで、特に現地調査が非常に重要になりますので、現地調査に向けて、例えばこういったところについて特に詳しく説明を聞きたいとか、そういったご意見もあわせて承りたいと思いますので、ここで詳細審議地区について先に決めたいと思いますがいかがでしょうか。

(一同同意)

[会長] 今年度は8地区ということですが、日程の都合上、隠岐の現地は非常に難しい状況です。今回は特に西部のほうが比較的地区数も多くなっており、時間的にもかかるかなと思いますけれども、隠岐を除きますと7箇所となります。このたび新任の委員と会長を除く残り8名の委員の皆様方でそれぞれの地区の意見具申をお願いできればと思っています。ただ、先ほども申し上げましたように、隠岐につきましては現地に行けないので、私の考えでは、東部の現地調査は時間に充分な余裕がありそうなので、東部の現地調査の際に、どこかに会場をお借りして現地調査に代わる程度の詳しい現地の状況等の報告を聞いて、意見具申をさせていただくということにすると、ちょうど8名の委員で8地区ということになりますけれども、委員の皆様方、いかがでしょうか。ご意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

(一同同意)

[会長] 今回は県のほうから提示のありました8地区の事業の再評価を行うわけですが、7地区が、事業期間がちょっと長引いているところです。そして河川総合開発事業の1地区が、計画変更に伴って知事からの要請を受けて、我々が再評価を行うということになりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、この地区を希望したいという形で、まずは主担当となる事業を決めて、その後で副担当を決めて行きたいと思います。副担当については、基本的には主担当の方がお書きになった具申案について、自分のこの意見もちょっと入れてもらえないかとか、ここの文章はこのようにしたほうがよいのではないかといったフォローをお願いしております。

また、現地調査の日程につきましては、すでに委員の皆様方へはご案内があったかと思いますけれども、事務局のほうから改めて、今後の予定について確認をお願いします。

(事務局) 第2回委員会が8月6日の水曜日、東部の現地調査を予定しています。続いて第3回委員会が8月18日の月曜日、西部の現地調査を予定しています。委員の皆様のご都合をお聞きして、できるだけ都合の悪い委員が少ない日を選ばせていただいております。

[会長] これより担当者を決めていきたいと思います。

(※以後、話し合いにより、以下のとおり執筆主担当者・副担当者を決定した。)

[会長] それではこの後、ご意見をいただきますけれども、その前に、今年度は地区数が若干少なく、時間的にも特に東部のほうで余裕があるものですから、毎年行っている完了地区のフォローアップを今年度もぜひさせていただければなと思うのですけれども、事務局のほうからフォローアップについてご提案がございますか。

(事務局) 資料の10ページ、11ページに過去に完成した事業の一覧があります。12ページにはその位置図を載せていますが、今回、東部から3地区は出雲と安来の方面です。その方面から選んでいただけたらと考えています。

[会長] 安来でしたら安来港でどうでしょうか。安来港で覆砂をして、モニタリングをされて、どういうふうに自然にかえっていくか、もとにかえっていくかということが以前に説明がありましたので、その後の状況のご報告を受けるというのはいかがなものでしょうか。

(一同同意)

[会長] よろしいでしょうか。それでは、安来港で日程を組んでいただければと思います。

(事務局) それでは安来港でフォローアップをさせていただきます。

[会長] そうしますと地区もフォローアップも決まりましたので、各委員の皆様方にはこれからご発言いただくわけですけれども、当日現地でこういったところについてもっと詳しく知りたいというような資料要求等がございましたら、逐次事務局のほうまでご連絡いただければと思います。その際は、どなたからの要求についても、資料については全員にお送りするという形で進めさせていただければと思います。

それでは、今8地区について説明をお聞きしたわけですけれども、各委員の皆様方、どのようなご意見、ご質問でもよろしいです。今日は第一回目でございますので、ぜひご意見、 ご疑問をどなたからでもいいですのでいただけますでしょうか。

(委員) 再評価についての質問ではないので、この場で聞くのがどうなのか、ちょっと分からないですけれども、6番の三隅港のスライドを見せていただけますでしょうか。波について全然詳しくないので教えていただきたいのです。これは三隅川放水路の力関係がちょっと変わってくると思うので一概には言えないと思うのですが、ここに何かものを作るとすると、三隅川放水路は流量が少なそうなのであまり力はないとして、当然、流れ的にはこちらに来てぶつかってこの角度で入ると、流れがこちらにいきます。現状でもこちらから流れが進んでいって向こうのほうに砂が溜まっていくと説明されましたけれども、そうすると、この潜堤があって、この構造物があって、幅が狭くなるので、どうしても水が速くなります。水が速くなると、体積あたりの運動量が増えますから、そうすると、かなり、より力を持った流れがこのへんに当たるのではないかなと。その後に、これを作っているので、当然流れはぶつかります。そうすると、このへんは現状でも分かると思うのですけれども、砂はこちらに進んでいくのでこのへんは溜まっていくだろうと。ただし、流れがこの三隅川放水路の力関係によって変わるのですけれども、ここにぶつかってしまうと、ここは掘れてここは溜まるというような、そんなことが起こるのではないかと思ったんですけれども、当然そのへんは検討されていると思うので、教えていただきたいなと思います。

[会長] 今お答えいただけますでしょうか。もしよろしければ。多分これは技術的なことなので、どこまでお答えいただけるのか分かりませんけれども。

(港湾空港課) 今回、この突堤は追加工事ということで提案をさせていただいております。

[会長] 分かりました。それでは追加工事をするときの調査資料が多分あると思いますので、今、もしここでお答えいただけるのであればお答えいただいてもいいですし。

(港湾空港課) できれば、また後日に回答させていただきたいと思います。

[会長] かなり技術的な内容ですが、大事なことだと思います。

(委員) 要は、砂浜を回復させたいという話なので、片一方だけが増えてもう片一方が減るとなると、平均すると増えてはいるのでしょうが、あまりよろしくないなと思いましたので。

[会長] この突堤の必要性、技術的になぜこの突堤が必要なのかということを、次回の現 地調査までのところで資料をお願いします。

(港湾空港課) 現地調査の際に説明させていただければと思います。

(委員) 流れの関係も含めて教えていただければと思います。

(港湾空港課) 分かりました。

[会長] そのほかにはございますか。

(委員) この放水路は防波堤がついた後にできたのですか。

(港湾空港課) この放水路は58災を受け、平成に入ってからできております。

(委員) その場合に、その影響というのも考えられたのですか。

(港湾空港課) 今までの検討の中では、放水路自体には通常水が流れておりませんので、ほとんど影響していないと考えております。

[会長] ありがとうございました。

(委員) 昭和60年頃から侵食が始まったと書いてあるのですが、そもそもの理由は何なんでしょうか。自然にということなのですか。それとも何かがあってということですか。

(港湾空港課) 今まで検証した中で、あくまでも推測という域を出ないとは思うのですが、 この周辺でかなり沢山の構造物が作られております。三隅港ができているということもあり まして、ちょうど航空写真には写っておりませんけれども、防波堤ができたり、あるいは上 流部にダムができたり、護岸の整備をされたりといった、そういう影響がかなり大きいと考 えております。

(委員) 分かりました。ありがとうございました。

[会長] そのほかには何かございませんか。

それでは、私から一点よろしいでしょうか。道路関係で、1.5車線的改良というものを、 今回、草野横田線でご計画なさっているのですけれども、2車線区間というのは、既存のも のがあるわけでしょうか。計画区間と既存の道路というものがあって、既存の部分が2車線 で、今作っておられるのが1.5車線ということなのでしょうか。

(道路建設課) 1. 5 車線といいましても 1. 5 車線の幅の道路を作るわけではなく、ほとんど見通しがよくて安全なところは何もしなかったりとか、離合が悪いところは待避所を作ったりとか、また、 2 車線で作っているところも実際にはあります。今回のところは、非常に民家も連坦していたり線形が悪いということもありまして、そこの区間は通常の 2 車線改良をやっています。ただ、全線で 2 車線改良をやるわけではなく、安全なところはやらなくて、ちょっと幅を広げたりとか、見通しをよくしたりとか、待避所を作ったりとか、そういったものを組み合わせて整備を行うという意味で、 1. 5 車線的改良と言っています。

[会長] 分かりました。そこのところの整合性が、ちょっと理解できなかったもので現地でもまた説明があると思いますが、聞かせてもらいました。それで、計画以外の区間がありましたよね、横田側のほうに。あそこはもう既に終わっているのですか。

(道路建設課) そこの区間は何も手を加えない。全線をやるわけではなくて、ある程度一定の区間を平均 40 km/h くらいで走れるようにと考えておりますので、全く手をつけない区間もございます。

[会長] その区間については、現在、特に問題はないわけですね。道路交通の上で。

(道路建設課) その区間は、もともとの幅員もちょっとあったりするものですから、全線が全部狭いというわけではないので、もともとのところがある程度幅員があったり、見通しがよければ、そこはもう手をつけずにそのままで、悪いところを2車線に改良したり、見通しをよくしたりということを組み合わせています。

[会長] 分かりました。ちょうど道路の途中で事業が区切られた形になっていたもので、 普通どこかからどこかまでを結んで道路というのは一般に計画されるケースが多いので、現 地で説明いただければと思います。ありがとうございます。

(委員) 林道の関係です。益田のほうで木質バイオマスだとか、あるいは三隅のほうで火力発電所のチップとして利用されていたり、と随分と木材の利用がついているように説明があり、それは結構なことだなと思います。森林の所有者も意欲的である、とのことです。林道整備の一方で、森林所有者もその木材の需要を開拓しているとのことのようです。これは森林の伐採から利用、受け入れというのをしっかりと考えている事例として考えたらいいのでしょうか。どういう流れでこういう高度の良循環が生まれたのかが知りたいです。今までいろいろな林道整備の事例がありましたけれども、こういう形での、需要がついている形で

の、将来性のある話というのはあまりこれまでお聞きしなかったような気がしましたので、 そのへんのお話をしていただければなと思います。

森林整備課です。林道の説明の中で、森林の齢級構成というものを説明し たと思いますけれども、若齢林が少ないというのは、要はその時代は木を切ってもなかなか 使われない、経営に向かない、よって植えることも控えると。そういったことで、現在のよ うなちょっといびつな形になっているわけですけれども、平成15年くらいからだったと思 いますけれども、県のほうで、いずれ成長した木を使う時代が来るということで、県主導で 民間の方々にも協力していただいて、まず合板原料にということで、県内の日新グループと いう合板工場と、それともう一つ、エヌエルという2つの合板工場に働きかけて、県産材を 使ってもらうような施設整備をしていただいた。当然、これは国の補助金を利用してですけ れども、そういった形で県産材を使えるという環境を作った。その頃までは、合板材に県産 材が使われるということはほぼゼロだったんですが、今は10万立方を超えるくらいの需要 が生まれています。こういったことをベースにしながら、先ほど話に出ておりましたが木質 バイオマス、こういったものの燃料としての利用ですね、中国電力の火力発電所、それから 今回27年度から動きますけれども、木質バイオマス発電が江津と松江の2箇所、こういっ たものに使うとか、そういった需要を県と業会の方が一緒になって作ってきた結果、使う道 があるとやはり出てくるということがございます。まあ、一番高く売れるのは製材という部 分もございますので、こういったものについても、県内需要だけではなく、県外へ出荷する ような取り組みも今、あわせてやっておりまして、総合的に県内の木材を枝葉まで使うとい うような形の取り組みをずっと進めてきております。そういったところで、出すためには路 網が必要、機械が必要。そういったことで、全部並行して取り組みを進めていきたいなと思 っています。国のほうの施策も林業を成長産業というような位置づけをされて、そういった 分野で手厚い支援を合いただいておりますので、そういったものを活用しながら進めている というような現状でございます。

[会長] 委員、よろしいでしょうか。

(委員) よろしいです。

[会長] 私も最近、里山資本主義という言葉が盛んに出ておりまして、非常に山里が見直されていると。今後、先ほど成長産業というようなお言葉も出ましたけれども、特に島根のような山に囲まれた地域というのは、こういったところをもっともっと見直していく必要があるのではと私個人的には思っております。ありがとうございました。そのほかにはございますか。

(委員) ダム事業について質問します。事業導入の目的の中に、河川環境の保全とありますが、この河川環境の保全というのは何なのか、具体的に知りたいです。

(河川課) 河川環境の保全について説明します。川には動植物が生息しています。その川の魚が、移動したり産卵したりするには、水深・流速が必要となります。ダムで貯水している水をダムから必要量放流し、動植物の生息環境を保全します。また、ダムで河川の流水を止めてしまうと、ダムから下流の流水が少なくなり、河川の流水が滞留すると水質環境が悪くなるので、ダムから必要量放流します。これ以外に、ダムより下流の既得用水についても、用水の取水ができるよう、ダムから必要量放流します。

(委員) つまり、そのときそのときに応じて水量調整をしていくということですか。

(河川課) ダムからの放流は、場当たり的には放流できないので、その河川に必要な維持 流量をあらかじめ検討し定めており、ダムから維持流量を放流します。

(委員) ダムをつくらなければそれもいらないのではないかという感じがちょっとするので少し違和感がある言葉だったのですが、これで大丈夫です。

それともう一つ続けていいですか。隠岐の林道の件ですけれども、浜田の足尾線の場合は、 江津のバイオマスということがありまして、また他にもいろいろ使える工場やら何やらが隣接している感じがあって、割と効率的に木材が利用できるのかなという気がするのですが、 隠岐に関していうと、そういう利用する場所、もしくは本土に持ってくるとおっしゃいましたけれども、そのへんの費用と、まず、隠岐にどのくらいそれを利用できる施設があるかということと、もう一つは本土に持って行って、例えば松江のバイオマス発電とか、そういうのでどのくらい費用がかかるのか、例えば簡単に足尾線と比べると効率的ではないというのかどうかを、ちょっとそのへんの差を知りたいなと思っているのですが。

[会長] 即答できますでしょうか。

(森林整備課) 今のご質問ですけれども、隠岐は本土とはいろいろと状況が違っております。もちろん一番いいのは、島内で消費するのが一番いいのでしょうけれども、どうしても住宅の着工なども少ないですし、そのへんの需要というのは小さい。ただ隠岐の場合は、ウッドヒルという協同組合、正式名称は長いが通称ウッドヒルと呼ばれる、集材して製材して出荷するという、そういう工場がございます。そこが島内の原木を集めまして、製材品に加工して、島内だけではなくて県外にも出荷して販売するというような取り組みを続けていらっしゃいます。隠岐の場合は、スギ、ヒノキに加えまして、まだマツがかなり残っておりまして、隠岐独特のクロマツを加工した製品というものを作っております。これが結構、都会、東京等でも好評で、東京をはじめ関西、そういったところに出荷して、展示会等に出してPRをされている状況でして、徐々に販売網を広げるような取り組みをされています。それから、本土と連携した会社もあり、松江にもありますが、そこを通じて岡山の方などに製品の出荷をするということをされています。ですから、製材部分についてはそういったことをされていると。ただ、本土に出すためには当然船賃がかかりますので、その分収益は本土と比

べて目減りはしますけれども、なるべく高く売れるものを出荷されるような取り組みをされています。それからバイオマス関係ですけれども、これについても本土のチップ会社といろいろと交渉されておりまして、バイオマス発電用の燃料として一応収益が出るような形で多分、現在も交渉をされていると思います。まだこれは始まっておりませんので現在そういったことを多分やられているという状況だと思います。それから境港にある合板工場にも原料の原木を出されておりまして、これも当然船賃はかかりますけれども、がんばっておられるということで、具体的に本土の場合といくら違うかということは、今資料がないので申し上げられませんけれども、そういった形で何とか島の木を使っていこうというような取り組みをされているところだということを報告させていただきたいと思います。

(委員) ありがとうございました。今度、東部の視察のときにここの林業の説明をお聞かせいただくという話になっていますけれども、今みたいな夢のある資料がありましたらぜひご用意いただいてお見せいただければと思います。よろしくお願いします。

[会長] それは私からもお願いしたいところでございまして、非常に今のご質問は大きなテーマであろうと思います。ただ、隠岐独特の需要があるという部分もふまえると、多少運賃は高くなるのは当たり前ですけれども、そういった需要も含めて、隠岐の林業についてご説明いただければと思います。ありがとうございました。そのほかには何かございますか。

(委員) 県西部では昨年の8月24日の未明から非常に激しい大雨が降りました。今回、再評価の対象の浜田川総合開発事業は、平成24年度の再評価において私は委員で関わっており、その時に現地に行ってダムを見学しました。本体ダムは、ほぼ完成していると聞いておりましたので私は安心していたのです。しかし何せ雨がひどかったものですから、25日の朝、私もちょっと自分の目で確かめたいと思いまして、車で出かけたのです。テレビでも大きく出ていたのですが、江津市二宮町の水尻川という河川が氾濫しまして、9号線が通行止めになり、現地に行けなかったのです。それで、後日、浜田の市民の方から、今回はダムができていたので全然心配なかったよという声を何人かに聞きました。実際私は、目にしていないので、実際に浜田川がどんな状況だったのかずっと気になっておりまして、今回の再評価とは直接関係はありませんが、当日浜田川がどのような状況だったのか、もしご説明いただければお願いしたいと思います。

[会長] 浜田川の昨年の豪雨の際の効果について、具体的なお話ができればお願いします。

(河川課) この写真は、去年8月24日の浜田川の状況です。市役所がここにあり、その下流側を写しています。これが護岸ですが、パラペット下のところまで水位が上がっています。この写真が平常時です。護岸のところで洪水時と平常時とで水位差が確認できると思いますが、かなり水位が上がっているのが見て取れるかと思います。

[**会長**] ここは干潮区間ですか。

(河川課) 干潮区間です。その時の第2浜田ダムの状況は、この写真となります。ここが常用洪水吐といって通常水が溜まるところです。第2浜田ダムの高さは約100mあり、この常用洪水吐の位置は、大体上から50m~40m程度下のところにあり、ダムの約半分くらいのところまで、水が溜まって、洪水調節をしているような状況でした。現在、ダムの工事を行っていますので、ダムの中には水が通る場所はありません。このため、ダムの外側の部分に、トンネルを掘って水を流しています。このトンネルは、大きいトンネルではないので、浜田ダムから洪水調節で120トン程度放流すると、このトンネルでは流せる能力がないので、第2浜田ダムでも貯留してしまいます。昨年の洪水では、浜田ダム及び第2浜田ダムでも洪水を貯留し、浜田川の洪水調節を行った状況になっています。

(委員) 確認しますがつまり、ダムがあるから氾濫しなくてすんだということですか。

(河川課) ダムがあることによって、河川水位の上昇を低減できたということです。

(委員) だから、なければもっと上にきていたということですか。

(河川課) ダムがないとした場合の水位差は、約1.1 mと推定しています。ダムで、 1.1 mの水位低下の効果があったということです。

[会長] でも、それは完成時の話でしょう。今、たまたまそのトンネルの大きさが洪水吐の自然排水の大きさとあっているから、ここで自然調整したという話で、この図をそのまま当てはめるわけにはいかないのではないですか。

(河川課) 推定の話しなので、厳密にどこまで詰められるかというのは難しいところではありますが、あくまでも推定論で1. $1 \, \mathrm{m}$ の効果はあったというところでお聞きいただきたいと思います。

[会長] よろしいですか。

(委員) 私はいいです。

(委員) あの真ん中の橋は、浜田川の基準点ですね。浜田大橋ですか。

(河川課) この橋は浜田大橋ではなくて新大橋です。

(委員) 市役所の上流のところにあるのが浜田大橋ですか。

(河川課) 市役所の下流にあるのが浜田大橋で、その下流にあるのが、この橋です。

(委員) 基準にするのは浜田大橋ですね。

(河川課) そうです、これです。これが基準の浜田大橋です。

(委員) そこで、前回のご説明の時に、基本高水流量1,060トンを400トンに低減させるというお話をお聞きしましたが、今回それができたということですか。

(河川課) そういうような効果をしたということです。

(委員) できた、ということで理解してよろしいですね。

(河川課) はい。

(委員) 分かりました。

[高田会長] ありがとうございました。そのほかにはございますか。

(委員) 3番の高瀬川の河川改修のことで一つお尋ねをしたいのですが、私のイメージとしては、五右衛門川の流域としてイメージしていたところが、高瀬川の流域になるということが改めて分かりました。高瀬川の流下能力が極めて低いために、過去、浸水被害だけではなくて、私は昭和40年代にあのあたりを仕事の関係で担当しておりましたが、高瀬川、五右衛門川が、水田へ農業用水として盛んに利用していた時代に、宍道湖の水位が上がると、五右衛門川に宍道湖から逆流して塩分濃度が濃くなって、農家の方が田んぼに引く水により塩害を受けて大変に苦しまれたわけです。そうした塩害対策で農業関係者も大変苦しんだというイメージの強い川です。今、改めて流下能力が低いこの河川を改修してよくなるということで、もう少し早くこの改修工事がなされていれば、当時の農業関係者の苦しみはもっと少なかったかなと思って、改めて感じるところです。進捗率が55%ということで、あと7~8年すれば工事が完了する予定ということですが、今、上流に向かって工事を進めておられるようですけれども、本当に目標年度に完了する見通しはあるのでしょうか。当然その目標を持ってされているわけですけれども、55%の進捗率ということなので。

[会長] 今後の事業の進捗の見通しについていかがでしょうか。

(河川課) 高瀬川につきましては、説明のときにもお話しさせてもらったのですが、現在施工箇所の下流については、国道9号線の橋梁架け替えや県道出雲空港線などがありまして、どうしても事業調整が必要でした。特に9号線の架け替えのときには出雲空港線と国道9号線の迂回路を作る必要があって、すぐに河川改修にかかれませんでした。あと、JAの自動車工場や日産自動車のショールームなどがあって、それらの移転に期間を要してきたところ

があります。今後につきましては、斐川支所周辺から上流に向かって施工していきますが、 家屋移転などもありませんし、用地に反対される方もおられません。進捗率は55%ですが、 用地取得は80%終わっていますので、あとは力仕事といいますか、事業費を投じて、平成 34年度を目標に事業を進めていきたいと思っております。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。それを伺ってちょっと安心をしたところですけれども、もう一つ、他事業も入れて2,500mということでしたが、この他事業というものの事業名は何ですか。

(河川課) 県道の迂回時には県の道路事業ですとか、国道9号線を横断するときには国土 交通省の費用が入ったり、また施工途中で町道橋などございますので、町の事業調整とか、 そういったものが他事業と考えます。

(委員) そういうのを他事業と言うのですか。

(河川課) 河川改修事業以外で、道路の迂回路等、関係する市町村や国の事業を他事業と 考えます。

(委員) 分かりました。ありがとうございました。

[会長] 今のことに関連して一つお聞きしますが、この川は現在、用水路として使われていますか、それとも排水路として使われていますか。

(河川課) 用排水路として使われていると思います。

[会長] 用排水路ですか。ちょっと気になったのが、排水路の場合、普通は下流からやっていきますよね。上流をいくら整備しても、蛇が卵を呑んだような形で下流部の排水能力がなければ何の意味もないわけでして、今、来海委員もご心配なさっていたのは、他事業という言葉で片付けておられますけれども、下流部分がどういうふうになっているのかなと。ただ用水路であれば、まあ限られた水ということにもなるのかなと思ったりもしたもので。私も実は他事業ということが少々気にかかっていたのです。

(河川課) この他事業の2,500mというのは、空港の近くには非常に田んぼが多く、 ほ場整備をしております。そのほ場整備事業にあわせて河川の改修を行っています。

[会長] 既に終わっているのですか。

(河川課) 既に終わっています。

[会長] 終わっているのですね。それでは結構です。ほかに何かございませんか。

(委員) 1番の草野横田線について、今回の再評価にかかるのは、資料の1-2ページに示されている、全体延長 2, 480 mの全部ということでよいですか。

(道路建設課) そうです。

(委員) そのうちの1, 170 mというのが新しく作る道路で940 mというのが現道を 改修する工事ということですか。

(道路建設課) 工区として設定した延長が全部で2,480 mあるのですが、そのうち実際に工事をするところは1,170 mで、そのうちの940 mが既にできているということです。

(委員) 既にできているのですね。ではこの赤いところ、②から③というところがまだということですか。

(道路建設課) そうです。その間がまだ残っているところです。

(委員) ということは、それを差し引くと。

(道路建設課) 230mです。

(委員) その230mが残っているということですね。それで、×印が付いている「23年9月災害発生時に通行止めになった箇所」と書いてあるのですけれども、ちょっと聞き逃したのかもしれないのですが、ここはなぜ平成23年度に通行止めになったのかということと、25年までに供用済みということは、まだそのときには完成していなくて、作っている最中だったということですか。

(道路建設課) そうです。そこはまだ整備が終わっていなくて、昔の道路のままだったのでそこが崩れておりますが、その部分は、現在はもう完成しております。

(委員) 分かりました。では工事中だったので通行止めになったけれども、今はもう大丈夫ということですか。

(道路建設課) もともとの道路が崩れて、新しい道路にまだなってなかったものですから。 昔のままの道路が崩れたということです。

(委員) それと、現道を改修する形で行う、左側のほうですけれども、待避所設置済みと

いうところが1箇所あるのですが、あと待避所設置などで対応すると説明があったわけですけれども、例えばあと何箇所作るのかとか、左のほうにはスノーシェッドと書いてあるのですが、そういうふうな、具体的にどのくらい道路に手を加えられるのでしょうか。

(道路建設課) 今後手を加えるところは、この②から③の赤いところだけでして、あとの 区間はそれなりに現道も幅員があって、見通しもよいということで、どうしても危険なとこ ろが1箇所作りました30mの待避所の区間です。②から③の区間以外の他のところは今の ところ手を入れる予定はございません。

(委員) では現道のところはもう完全に終わっているということでいいですか。

(道路建設課) そうです。終わっているか、手をつけないかという形になっています。

(委員) 今後、この部分は何もしない。残っているのは結局②から③の間のみということですね。

(道路建設課) はい、そうです。

(委員) 分かりました。ありがとうございました。

[会長] また現地のほうで見ていただければと思います。そのほかにはございませんか。

(委員) 2番目の木戸川の事業ですけれども、これは慢性的な浸水被害が発生していたということで工事着手は平成8年度、その後、浸水被害の履歴を見ますと、この事業の効果が、途中であっても上がっているのではないかと思っているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。それと、平成23年度にも浸水被害があったようですけれども、これは例えば平成5年、あるいは平成7年の浸水被害と比べてどの程度のものだったのか、ちょっとお聞かせください。

(河川課) 木戸川についてお答えします。木戸川につきましては、先ほども申しましたが、河川改修をすればその区間については少しずつ治水効果が上がっています。平成23年度の雨ですが、どちらかというとゲリラ的な豪雨でして、短時間でたくさんの雨が降って浸水しましたが、すぐに水が引いてしまい、写真として撮ることができていません。どちらかというと、平成5、7、9年度のほうが、長期的な雨が降って、被害的には大きかったです。

(委員) ありがとうございました。

[会長] そのほかにはございますか。

それでは私から一点ほど教えてください。これは私の専門の話で興味があったので。三隅

港湊浦で、経費削減のために特殊なブロックを使っていますが、これは具体的にどのような ものでしょうか。

(港湾空港課) 平成20年に開発された新しいブロックで、今まで使っていたブロックと違い、大きな穴が開いておりまして、要するに波の力を上に逃がすような形のブロックになっております。それを使うことで、コンクリート量がかなり少なくて済むということで、コスト的にはかなり安いブロックとなっております。

[会長] 材料に産業廃棄物を有効利用したとか、そういうわけではございませんね。

(港湾空港課) この三隅港については、東側から施工しておりますが、東側の潜堤を施工した当時は、そのブロックはなかったのですけれども、ここには三隅火力発電所で出ましたフライアッシュを使用して一部施工しておりました。ただ、近年はなかなか一定量のものが出ず、また工程的にもちょっとあわないということもあって使用はしておりません。

[会長] 分かりました。ありがとうございます。委員の皆様方、何かございませんでしょうか。

(**委員**) 確認ですが、浜田ダムをゲート方式から自然調節方式に変えた理由を教えてください。

(河川課) 昭和58年と63年の洪水を基に治水計画の見直しを行い、ダムに入ってくる水の量が、見直す前は430トンという流量だったのですが、一方で58年と63年の洪水の規模で検討すると690トンという流量がダムに入ってきます。そうすると、430トンの水が入ってくるとした場合、浜田ダムは430トンであれば流せる能力を持っているので大丈夫ですけれども、今現在の浜田ダムに690トンの水が入ってくると、要は、水を出すためには、口の大きさが関係してきますので、その口の大きさが合わないと、例えば、お風呂に水を張って、栓を抜くと水が抜けますが、小さい穴だと抜ける量は少なくて、大きい穴であれば、早くたくさんの水が抜けます。その違いをイメージしてもらえればいいと思います。

(委員) つまり、入口を変えたということですね。

(河川課) 近年、ゲートレスダムのほうが維持管理が容易ということがあります。ゲートは、どうしても鋼製構造物になりますから、何十年経つと取り替えるとか、塗装をするとか、修繕するとか、機械物ですから、そういう更新ということが出てきます。このため、そういう更新を無くすのと、ゲートだと人為的操作ミスというものも出てきます、それと、機械・ゲートを動かすわけですから職員の人件費もかかるというところもあり、ゲートレスのほうで今回は計画して、再開発工事を進めているということです。

(委員) これ、昔は電力を発電していたのですか。

(河川課) 今現在は、まだダムを改修していないので、浜田川発電所において、まだ発電はしています。

(委員) 将来的には発電をしなくなるのですか。

(河川課) 発電を撤退されるので、治水ダムとして再開発を行います。今は発電していますけれども、今後の新しいダムでは、発電はありません。

(委員) 分かりました。

[会長] ありがとうございました。自然調節のほうがいろいろな面でよいということで、 それで十分に対応できるものであればそのほうがよいということですね。そのほかにはございませんか。

(委員) 先ほどの浜田川の事業は、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業として再評価の対象となっており、事業をとりまく社会情勢、これが工期及び事業費の変更となっておりますけれども、これは経済環境あるいは社会状況の変化によっての工期及び事業費の変更と理解してよろしいでしょうか。

(河川課) 社会情勢の変化ということで、平成4年から事業を進めておりますが、その間の物価上昇とか、消費税の税率アップもあり、そのような状況と工事内容等の変更により事業費が増えたために、事業費の見直しという計画の変更をするということで、今回再評価の対象にしております。

(委員) なるほど。つまり事業そのものと外的な変化による工期あるいは事業費の変更ということでよろしいですか。

(河川課) その通りです。

[会長] ありがとうございました。そのほかはよろしいでしょうか。そうしますと、3番目の議題、「その他」のほうに移らせていただきたいと思います。事務局のほうからご提案をお願いします。

(3) その他

(事務局より、要綱、要領の改正の説明)

[会長] ありがとうございました。そのほかには何かございますか。そうしますとマイクをお返ししないといけませんが、最後に一つだけ。河川改修が2件ありましたけれども、いずれも説明の際に標準断面の話が全く出ていなかったもので、おそらく現地調査の時にまた追加資料をお配りになると思いますけれども、やはりポイントポイントの断面はきちんと図面に落として説明いただければより分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは議事を終了させていただきます。

6. 閉 会